

令和4年斜里町議会定例会 11月臨時会議 会議録（第1号）

令和4年11月24日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会議日程について
- 日程第 3 議長諸般報告について
- 日程第 4 町政報告について
- 日程第 5 議案第39号 斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第40号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第41号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第42号 斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第43号 斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 令和4年度斜里町一般会計補正予算（第8回）について
- 日程第11 議案第45号 令和4年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第12 議案第46号 令和4年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第13 議案第47号 令和4年度斜里町病院事業会計補正予算（第3回）について
- 日程第14 議案第48号 令和4年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について
- 日程第15 選挙第 1号 斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の補欠選挙について

◎出席議員（12名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 今井千春 議員 | 2番 小暮千秋 議員 |
| 3番 久野聖一 議員 | 4番 山内浩彰 議員 |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員 |
| 7番 櫻井あけみ 議員 | 8番 欠 員 |
| 9番 久保耕一郎 議員 | 10番 若木雅美 議員 |
| 11番 海道徹 議員 | 12番 須田修一郎 議員 |
| 13番 金盛典夫 議員 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬 場 隆	町 長
北 雅 裕	副 町 長
岡 田 秀 明	教 育 長
宮 山 貢	代 表 監 査 委 員
増 田 泰	総 務 部 長、D X 推 進 室 長
高 橋 佳 宏	民 生 部 長
茂 木 公 司	産 業 部 長
芝 尾 賢 司	国 保 病 院 事 務 部 長
馬 場 龍 哉	教 育 部 長
伊 藤 菜 穂 子	会 計 管 理 者
鹿 野 能 準	企 画 総 務 課 長
南 出 康 弘	財 政 課 長
茂 木 千 歳	健 康 子 育 て 課 長
玉 置 創 司	地 域 福 祉 課 長、新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 推 進 室 長
鹿 野 美 生 子	児 童 育 成 課 長
伊 藤 智 哉	農 務 課 長、農 業 委 員 会 事 務 局 長
森 高 志	水 産 林 務 課 長
河 井 謙	商 工 観 光 課 長
榎 本 竜 二	水 道 課 長
武 山 和 史	国 保 病 院 事 務 次 長
菊 池 勲	学 校 教 育 課 長
武 智 良	公 民 館 長
高 橋 正 志	選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 長、監 査 委 員 書 記

◎議会事務局職員

平 田 和 司	事 務 局 長
宮 下 直 人	議 事 係 長
鶴 卷 美 奈	書 記

午前10時00分再開

◇ 再開 ◇

●金盛議長 おはようございます。令和4年斜里町議会定例会を再開するにあたりご快諾をいただき、ありがとうございます。

◇ 町民憲章朗唱 ◇

- 金盛議長 開議に先だち、町民憲章の朗唱を行います。
- 平田事務局長 一つ、元気で働き、みんなで豊かなまちをつくりましょう。
- 一つ、きまりを守り、みんなで明るいまちをつくりましょう。
- 一つ、親切をつくし、みんなで平和なまちをつくりましょう。
- 一つ、自然を愛し、みんなで美しいまちをつくりましょう。
- 一つ、文化を高め、みんなで楽しいまちをつくりましょう。

●金盛議長 ここで皆さまにお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、さまざまな制限も徐々に解除となり、社会生活も回復基調にあると思われましたが、10月以降感染の急激な拡大が見られ、直近の専門家の意見では、第8波の到来とも云われる状況となっているところであります。

年末を控え、これから冬を迎えるということでは、さらなる感染の増加が懸念されるところであります。

このことから、本日の会議においては、これまで同様に議場内でのマスク着用と手指消毒の徹底、十分な換気対策を行っていくことといたします。

加えて、特に発言の際には簡潔明瞭な質疑応答に十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議について、報道機関による、議場内での動画等の撮影について許可しております。

◇ 再開宣告 ◇

●金盛議長 それでは、ただ今から、令和4年斜里町議会定例会11月臨時会議を再開いたします。

◇ 故 宮内議員に対する黙とう 並びに 追悼演説 ◇

●金盛議長 議事日程に入ります前に、10月22日にご逝去されました、故宮内知英議員のご冥福をお祈りするため、黙とうと追悼演説を行います。議場の皆さまはご起立願います。

●平田事務局長 それでは、宮内議員のご冥福をお祈りし、黙とうを行います。黙とう。
おなおりください。

ご起立のまま、お待ちください。

●金盛議長 続いて、追悼演説を行います。須田議員、ご登壇ください。

●須田議員 故宮内議員のご冥福をお祈りいたしまして、謹んで追悼の言葉を述べさせていただきます。

わたくしは今、この壇上から、一輪の花が飾られたあなたのお席に、在りし日のお姿を忍び、議員全員のご賛同をいただきまして、斜里町議会を代表し、追悼の言葉を捧げます。

宮内知英議員、あなたは平成7年4月、志の高い多くの町民の支持を得て、斜里町議会議員に当選されました。

私も、その時に議員としての第一歩を共に踏み出し、以来27年が経ちました。

あなたはこの間、議員として幅広く町政の進展に際して積極的な意見を述べられ、議会においては総務、社会文教、経済建設と当時、三つあった常任委員会の全てを務められ、同時に議会運営委員会副委員長、議会広報常任委員会では委員長も務めるなど、持ち前の豊かな人間性と優れた識見により議会の先導者として活躍されました。

あなたは町民の福祉の向上、特に立場の弱い方々の目線から福祉全般に対して、積極的な意見を発せられ、また、基幹産業である農林水産業全般においても積極的に行動するなど、斜里町の経済活性化に奔走されていたところでもあります。

そのような時、さらに、これからといったときの突然の訃報でありました。

あなたの余りにも早いご逝去は、議会はもとより、町にとっても損失であり、誠に痛惜の念に堪えないものであります。

あなたのご功績は数多くありますが、あなたは温情に厚く、誠実でありながら責任感も強く、そのうえ、優れた判断力と鋭い視点をもって発言される議員であるということは、多くの人々の知るところであり、私たち議員も認めていたところでもあります。

地方自治を取り巻く情勢は日々変化しているなか、新型コロナウイルス感染症による影響は、私たちの生活を一変させる変化と悲壮感を与え、経済環境の悪化など、社会全体を揺るがすものとなっています。

感染症の終息の気配が見えない中であって、斜里町では、本年、これまでにない大きな海難事故が発生いたしました。

多くの犠牲者と未だに行方の分からない方々もおられ、この事故は斜里町民にとって大きな悲しみとなり、決して忘れることのできない出来事となりました。

あなたはこの事故に関しても、とても心を痛められ、観光船ということでは、所管する産業厚生常任委員会委員長として、大変、悔やまれていたところでもあります。

私たちもあなたと同じ想いであり、この事故の重大さを常に念頭に持ち、二度とこのような悲しい出来事が発生しないように、また、斜里町民の暮らしが恒久的に安定したもの

になっていくように、しっかりとした考えのもとで議会議員として活動をしていく考えであります。

今は亡き、宮内知英議員、あなたの残されたご功績とご人徳をしのびつつ、微力ではありますが議員一同一丸となってあなたのご意志にこたえる決意であります。

どうか、いつまでも、これからの斜里町の進むべき道を在天より見守っていただきたく思います。

宮内議員のご冥福を心からお祈りし、追悼の言葉と致します。

令和4年11月24日、斜里町議会議員、須田修一郎。

●金盛議長 皆さまご着席ください。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

●金盛議長 それでは休憩を解き、会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、木村議員、櫻井議員を指名いたします。

◇ 会議日程 ◇

●金盛議長 日程第2、会議日程について、を議題といたします。議会運営委員会から報告を求めます。議会運営委員会佐々木委員長。

●佐々木議会運営委員会委員長 11月臨時会議の運営について、本日、午前9時から議会運営委員会を開催し、協議した結果、議案の件数等を勘案し、今、臨時会議の日程は、本日11月24日の1日間とすべきとしたので、ご報告いたします。

●金盛議長 ただ今、議会運営委員会佐々木委員長から報告のとおり、11月臨時会議の日程については、本日11月24日の1日間にするのといたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 日程第3、議長諸般報告をいたします。

令和4年9月定例会議以降の主な事項については、斜里町議会ホームページおよびサイドブッククラウド本棚に掲載いたしますので、ご活用ください。

次に、議会への報告関係についてですが、令和3年度教育行政に関する事務の管理および執行状況の点検・評価が提出されていますので、サイドブッククラウド本棚に掲載しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 町政報告 ◇

●金盛議長 日程第4、町政報告は町長から。馬場町長。

●馬場町長 はじめに、令和4年度斜里町顕彰・表彰式について、ご報告いたします。

本年も11月3日文化の日に、ゆめホール知床において、斜里町の各分野において功績のあった方々を表彰いたしました。

今回につきましては、自治功勞として米沢達三さんに対し、顕彰を授与したところです。

また、自治、産業、社会、文化、スポーツ等の発展に顕著な功績があった3名1団体に町長表彰、スポーツにおける全国大会に出場を果たした2名に対し奨励賞、自治会活動に寄与された13名に感謝状を授与しました。

昨年度に引き続き、会場内で検温や消毒といった新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの実施となりましたが、議会議員の皆さんをはじめ多くの町民の皆さんに出席をいただき、また、コロナ対策にもご協力をいただきながら、円滑な進行を図ることができました。

各分野において斜里町の発展と振興にご尽力をいただいている方々に、心から受賞を称えるとともに、コロナ禍において対策にご協力いただきながら出席くださった方々に、深く感謝を申し上げ、令和4年度、斜里町顕彰・表彰授与式について、のご報告といたします。

次に、町民懇談会について、ご報告いたします。

令和2年度から実施しておりますこの懇談会ですが、今回は、持続可能なまちづくりと題して、11月7日から9日までの3日間4会場で実施し、延べ54名のご参加をいただいたところです。

今回の内容は、財政健全化アクションプランの進捗状況、第7次斜里町総合計画づくり、知床遊覧船事故の3項目とし、特に総合計画と知床遊覧船事故については多様なご意見をいただけるよう、ワークショップ形式で行いました。

総合計画では、従来の対談形式をイメージして参加され戸惑った方もおられたものの、ワークショップではさまざまな課題が出されるとともに、参加者それぞれの思いや考えを聞く中で、お互いの違いに驚き、共感するなどおおむね好評であり、お一人お一人にとっても、まちづくりへの参加を楽しんでいただく機会になったと感じたところです。

また、知床遊覧船事故については、事故からこの半年間に蓄積されているショックや悲しみ、心配など、さまざまな思いの発露の場としてワークショップを設定したのですが、救助に行きたくても行けなかった、海をみるのがつらいなど、切実な声が出し合われていました。今回、限られた参加者の中ではありますが、傷ついた心を少しでも癒やす貴重な機会にできたのではと考えているところです。

今後とも、町民の声を拾い上げる場を大切にしながら、町政に生かしていきたいと考え

ておりますことを申し上げ、町民懇談会について、のご報告といたします。

次に、カーフリープロジェクト知床の実施結果について、ご報告いたします。

カーフリープロジェクト知床については、移動と体験を組み合わせた新たな公園利用モデルとして、昨年に引き続き、3年間の試行事業として実施していくものです。

この事業は、環境省の補助事業を活用して自然環境の保全に加え、魅力的で快適に楽しめる滞在型ツアーコンテンツとして、野生動物観光や脱炭素化に寄与する2次交通網を構築し、利用と保全の両立を図るとともに世界自然遺産地域の価値向上を図り、これまでの課題となった課題となっているヒグマと人との軋轢緩和にもつなげていこうというものであります。内容は2期に分けて異なる目的で実施することとし、8月の繁忙期に的を絞った混雑対策と、9月から10月に魅力の付加と利便向上を図った誘客イベントとして実施することとしております。

8月の実施結果については、8月6日から15日までの10日間、知床五湖ゲートからカムイワッカ湯の滝までの交通規制を行ったうえで、シャトルバス運行を実施し、10日間の合計で3548人の利用があり、昨年同期と比較しますと65%減少しました。

次に、10月の実施結果については、9月30日から10月2日の3日間、国道334号交点ゲートからカムイワッカ湯の滝まで交通規制を行ったうえで、3系統のシャトルバスを運行し、今年度は一部バスの有償化に取り組み、乗車人数は3日間の合計で1780人の利用があったところであります。

同期間中の3日間は、自然ガイドによるシャトルバスは車内での自然解説のほか、岩尾別ふ化場を見学するツアーや各種アクティビティプログラムを合わせた誘客事業として開催し、この間課題となっていた沿線でのヒグマ渋滞は発生せず、野生動物との軋轢などは改善したことが確認されました。また、カムイワッカ湯の滝1の滝流部の再利用に係る試行事業も同時期に開催し、個人利用客85人の利用があったところであります。今後、今回の事業結果の検証を関係行政機関や地域関係者等で行い、魅力ある事業としていけるよう取り組んでいくことを申し上げ、カーフリープロジェクト知床の実施結果について、のご報告といたします。

次に、知床サステイナブルウィーク・第26回しれとこ森の集い、第48回記念植樹祭でもありますが、についてご報告いたします。

今年度の知床サステイナブルウィークは、9月30日から10月10日までの11日間で、カーフリープロジェクト知床の9月から10月実施と合わせ、知床のと自然、アウトドアを体験でき、お互いの事業の相乗効果を期待して、これらを同時開催としたところであります。

知床自然センター内外において、知床のサステイナブルをテーマに、多様なゲストをお迎えして日替わりのトークイベントを開催したほか、ウトロ灯台見学プログラムやセンター周辺では地元ガイドと連携したアウトドア体験プログラムの実施、学習ワークショップ、

フィルムデイズや飲食を伴うプログラムなど、11日間で1万3812人の来場者で賑わい、好評のうちに終えることができました。

次に、しれとこ森の集いは、10月9日に開催し、104人が知床自然センターでのイベントにも触れていただく中で、自然を守り楽しみながら活動に参加いただいたところがあります。

また、しれとこ100平方メートル運動45周年記念事業として、新運動参加者の名札制作事業を進めているところですが、植樹祭終了後、100平方メートル運動ハウスにおいて、森の集いにご参加いただいた運動参加者の方々に、展示更新事業の今後100平方メートルが目指す姿を描いた絵画と、平成9年以降に運動に参加された方の名札の一部をお披露目いたしました。名札は柱の高さに変化をもたせ、育ちゆく森の様子を表現し、展示を柱上にして奥行を見渡せる開放的な空間となっています。

事業全般にご協力をいただきました知床財団をはじめ、関係者の皆さまにお礼を申し上げ、知床サステイナブルウィーク・第26回知床の森の集いについて、のご報告といたします。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の経済対策として、令和3年度から令和4年度にかけて、緊急的に取り組みました住民税非課税世帯等に対して、一世帯10万円を支給する臨時特別給付金については、町で課税状況が確認できる世帯へ確認書を送付するプッシュ型の受付方法で、また、町で課税状況の確認ができない世帯と、コロナウイルス感染症の影響により収入の減少による家計急変世帯等は自己申請の方法で受け付けを行い、9月30日をもって事業を終了したところです。

事業内容としては、平成3年度分につきましては、令和4年2月から確認書を1337世帯に送付し、出納閉鎖期間の5月31日までに1260世帯に対して1億2600万円を給付し、さらに国の追加事業で翌年度へ繰越明許を行い、令和4年6月からは、令和4年度分として、新たに非課税となった世帯および家計急変世帯等へ確認書を212世帯に送付し、9月30日までに162世帯に対して、1620万円を給付し、合計で1422世帯に対し、1億4220万円を給付して事業を終えたところです。

また、令和4年11月からは、公共料金の価格高騰に対する国の電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金の給付事業に取り組んでおり、引き続き制度周知に努めて事業を進めてまいりますことを申し上げ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、のご報告といたします。

次に、斜里町子育て世代包括支援センターの開設について、ご報告いたします。

10月に保健福祉課を分課し健康子育て課を新設した機構改編を行いました。その目的の一つとしてきた斜里町子育て世代包括支援センターを同課内に設置しました。

この斜里町子育て世代包括支援センターは、母子保健法第22条に基づき、妊娠期から

子育て期にわたるまでの支援を行い、子育て世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境を実現し、従来からの母子保健事業をさらにきめ細かく、個々の家庭の困難な状況に寄り添う支援を充実させることを目的としております。

具体的な事業内容は、妊産婦および乳幼児等の実情を把握し、子育て支援に関する相談や助言を行い、支援必要者には支援プランの策定など個別支援と同時に、双葉保育園に併設している子育て支援センターと連携を密にして、地域のさまざまな関係機関とのネットワークを構築していきます。

乳幼児が親への信頼を実感し安定的な発達を享受できることは、健全な心身の根幹を育み、幼少期だけでなく成人後の健康リスクをも下げるとされる一方、乳幼児期に不適切な環境で過ごす場合、子へのダメージにとどまらず、虐待などの世代間連鎖のリスクにもつながりやすいとの指摘もされています。

今後も、母子保健と子育て支援を包括的に切れ目のない支援を充実できるよう周知、運営を推進してまいりますことを申し上げ、斜里町子育て世代包括支援センターの開設について、のご報告といたします。

次に、北海道読売販売事業協同組合北海道連合読売会から国保病院への寄附について、ご報告いたします。

北海道読売販売事業協同組合北海道連合読売会からの寄附につきましては、読売新聞における新規読者紹介キャンペーンを通じた医療機関支援の取り組みとなっており、斜里町が知床遊覧船事故の捜索支援や献花台の運営にあたったことから、国保病院を寄附先としたいとの申し入れがあったところです。

10月18日に国保病院会議室で行われた寄附金贈呈式では、道東読売会塚本隆志会長から菊一雅弘院長に70万2500円寄贈の目録が手渡され、菊一院長から地域医療への支援について感謝を申し上げたところです。

なお、寄附金については、12月議会で補正を予定している人工透析増床事業への充当を予定しておりますことを申し上げ、北海道読売販売事業協同組合北海道連合読売会から国保病院への寄附について、のご報告とし、町政報告といたします。

午前10時31分

◇ 議案第39号から議案第43号 ◇

●金盛議長 日程第5、議案第39号、斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第43号、斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまで、5件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野企画総務課長。

●鹿野企画総務課長 (議案第39号から議案第43号 内容説明 記載省略)

◇ 議案第39号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第39号、斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第39号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第40号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第40号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第40号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第41号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第41号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第41号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第42号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第42号、斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第42号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第43号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第43号、斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 これをもちまして、議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、討論採決ですが、議案第39号から議案第43号については、補正予算を伴いますので、討論採決を保留とし、関係予算の質疑終結後に討論採決を行います。

午前10時50分

◇ 議案第44号から議案第48号 ◇

●金盛議長 日程第10、議案第44号、令和4年度斜里町一般会計補正予算（第8回）についてから、日程第14、議案第48号、令和4年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について、までの5件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。はじめに、議案第44号から議案第46号まで、南出財政課長。

●南出財政課長（議案第44号から議案第46号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 予算説明の途中ですが、休憩といたします。再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。補正予算の説明を続けます。南出財政課長。

●南出財政課長（議案第44号から議案第46号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 次に、議案第47号について、武山病院事務次長。

●武山国保病院事務次長（議案第47号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 次に、議案第48号について、榎本水道課長。

●榎本水道課長（議案第48号 内容説明 記載省略）

◇ 議案第44号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第44号、令和4年度斜里町一般会計補正予算（第8回）について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 最初に、先ほど別なところで条例の改正について説明がありました、人事院勧告の給与引き上げに関連して伺います。いくつかの部署の中では人件費がプラスになっているところ、同時にマイナスの形で構成されているところがございます。

最終ページの13ページ、職員給与費で伺いたいのですが、そこをもとにして、先ほどの説明の中で人事異動に伴う追加と更正というお話がございました。もちろん人勧の部分も含めてです。これは職員給与費がこれだけ、あるいは一般職員の更正分も入っていますけれども、人事院勧告で給与が引き上げられたらほかの部署ではプラスになっているところもございます。これだけの大きなマイナスという部分は、今回の人事異動に伴う部分という形の説明でしたけれども、具体的にどのような場合が生じているのでしょうか。

●金盛議長 鹿野企画総務課長。

●鹿野企画総務課長 今回の補正に反映しております、いわゆる異動分というものの中身、これについてのお尋ねということになります。若干細かいですが、ご説明させていた

だきたいと思います。

今回の異動分の主な内容ということになります。まず退職者、これに関しましては一般会計で2名、また病院会計で2名、次に育児休業関係、こちらが一般会計で6名、水道会計で1名、病院会計で2名となっております。また療養退職者につきましては一般会計で1名、また補充を予定しておりました分、こちらが未補充となってしまった部分が一般会計で3名、また介護会計で2名となっております。以上、合わせて5名と。また未補充が一般会計で4名ということになります。介護とあわせて6名の補充ができなかった。また中途採用者の部分、いわゆる年度当初から予定をしておりましたが年度途中となってしまった部分というのが、一般会計関係で2名、また病院会計で2名ということになっております。以上が中身ということになります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今、この人事院勧告の給与という部分の条例の改正に合わせてという形で、この数字が出てきたと捉えてよろしいのでしょうか。

私がおもうには、辞めた人がいるのだろうか、あるいは今説明があったように補充ができなかったのだろうか。新たに採用、要するに必要な人件費の分を、給与費を用意していたけれども、そこに就く方がいらっしやらなかったのかという部分が非常になかなか見えてこない。こういう形で出されるので、その部分で伺っています。

これは毎年、人事院勧告、11月の臨時議会というのを過去振り返っているのですけれども、今までの流れの中では、こういう流れというのは大きく数字的には変化はないものです。今回はどういう形で、これだけの数字が出てきたのかということに関して説明していただきたいと思います。

●金盛議長 鹿野企画総務課長。

●鹿野企画総務課長 今回、特に大きな変更があったというわけではございません。そういう意味では大きな変動はございません。

毎年11月の人勤の整理の際、歳入は合わせて異動分ということで補充ができなかった分だとか、合わせまして計上させていただいているということになります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 わかりました。こういう形での補正というのが正しいのかどうかということ、私は正直分らないのです。ただ常日頃、人材不足、あるいはこの一般職に限らず専門の介護に関わる場所でも出てきています。そういった部分では全体の、うちの町の職員採用、そして本当にこの人数で足りているのかという部分は、いつもその議会の中では議論になってきている部分です。

こうした人事院勧告の中で、当然、今普通に計画している部分で給与がベースアップすればアップされると、そこはプラスになると普通に考えるのですけれども、これだけマイナスという補正が出てきているという部分を見ますと、先ほど給与条例改正の部分、なか

なかこれを突き合わせてどういう形になっているのだろうと。うちの職員体制というのは、というところをやはり考えてしまうわけなのです。今これだけいくつかの役職というか、職員の充当という部分がこの状態で大丈夫なのかという部分が、やはり少し心配になってくるものですから伺いました。

今回、この中途採用の方が2名辞められている、あるいは補充がされていないところが6名分あるという部分に関しては、どのように捉えられているのでしょうか。

●金盛議長 鹿野企画総務課長。

●鹿野企画総務課長 まず人事関係につきまして、先ほどお話にもありましたように、年度当初で補充を予定していたけれども結局年度途中になってしまうケースや、年度途中でお休みになってしまうケース、また育児休業になるケースなどさまざまなケースがあるということで、これを簡略化された表などで表現するのはなかなか難しいものですから、今こういう形でお示しをさせていただいているということになります。

また、時期的なことにつきましては、この11月といったものが、そういう意味では極力年度当初、当初で入らなくても年度途中で何とかといったように頑張った部分だとか、年度途中で起こった変動なども今この時期になると大体年度末までの部分が表現できる部分という、見通せる部分になりますので、そういった形でこの時期にさせていただいているということでございます。その点について、まずご理解をいただきたいと思えます。

また、先ほどの途中で退職された方がいる部分をどういうふうに賄っているのかといったことになりますけれども、こちらにつきましてはケースバイケースのところがございます。いる人材の中で何とか切り盛りしながら回しているといったような実態ということで理解しております。

午前11時58分

●金盛議長 ほか、若木議員。

●若木議員 新型コロナウイルス感染症対策事業のことでお聞きします。

はじめに、物価高騰等生活支援事業で、今回、食料品や燃油などさまざまな物が値上がりしている中で、生活応援ということでこの水道料金の免除ということが出てきたのだと、私も一般質問でそのような方法もあるのではないかというお話をしながら、今回こういうことが示されたのですが、この物価高騰等生活支援で水道料金の免除を抽出した理由というのはどのような理由か教えてください。

●金盛議長 答弁保留のまま昼食休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。若木議員の質問に対する答弁を保留しておりましたが、答弁の前に櫻井議員より関連する質疑の発言がありましたので、これを認めます。櫻井議員。

●櫻井議員 若木議員の質問されていた物価高騰等生活支援事業の水道事業会計、一般会計分を助成するという内容なのですけれども、同じく根拠、家庭用の家事用での上水道利用者にされた根拠。そして、以前も水道料金の免除という部分を事業者、業務用に実施していた経過がございます。今回のこの生活支援、物価高騰に関しては、一次産業に関しても手厚い支援が町のほうで行われるということを伺っております。同時に、一般企業の方々も今回はさまざまな部分で、この光熱費という部分の高騰では非常に苦しい思いをしていると思うのですけれども、そこに対応する支援策という部分がない中で、なぜこのような家庭だけ、上水利用者に限ったのかという部分に関して伺います。

●金盛議長 南出財政課長。

●南出財政課長 ただ今の若木議員、櫻井議員の質問にお答えします。

まず改めまして、今回のこの感染症対策事業につきましては、国のほうで出されております交付金を活用して実施をするところが、まず大きなところとなっておりまして、物価高騰の影響を受けております事業者ですとか、生活者への支援が主な交付金の対象のメニューとなっているところであり、それを踏まえまして説明資料でもご説明したように事業者の方という形で、観光業ということで、宿泊業ですとか飲食業等々には別途支援をしているということです。

そのほか一次産業ということで農業、水産業ともに支出をしますし、それに事業者支援という形で、先の9月議会等々にも予算提案をしていますけれども、事業者のほうには事業継続支援金という形で、まずは支援をしているところでございます。

そういった事業者への支援している状況を踏まえまして、一般の町民生活者への支援のほうにも検討をしたところでありまして、そこに基づいてある一定程度の施設を持っている部分での水道料金での支援という形で、今回、一般家庭の家事用という形でのご提案の支援内容としてさせていただいたところでもあります。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 水道料金とした理由は、一定の施設を持っているから、それに助成をするという理由なのでしょうか。もう一度、詳しく教えてください。

●金盛議長 南出財政課長。

●南出財政課長 こちらのほうは国のほうの交付金を大きく使っているところがありまして、そこでいうところの金額、上限ということがあります。それに加えて今回、町のほうからも一般財源として追加し負担をしているところでもありますけれども、ある程度一定の基準という形で、今回、上水道の部分と水道組合への助成の形でいろいろ決めさせていただいて、支援をする形としたところではあります。

上水道のほうにつきましてもある程度一定の施設があるところですか、水道組合についてもある程度一定の施設を持っているというところで、まずはルールを決めさせていただいて、支援する方向で考えているということです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 この地方公共団体に物価高騰の支援のいろいろな条件があるのですが、生活応援という形の中で、斜里町が広く町民の方の支援、生活応援になるものとしてのメニューに水道料金の免除ということを決めたのだと思うのですが、物価高騰の折、今年の4月ぐらいからよく言われていますけれども、水道料金は値上がりしていないのです。確認させてください。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 私のほうからお答えさせていただきます。水道料金については消費税の改定で8%から10%になったときに条例改正をさせていただいて、それが値上げということで、以来は値上げしておりません。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 私も利用していますので、水道料金が値上がりしているという認識はなかったです。その中で生活応援ということで、この水道料金に決めたということは、町民の方の利用料が免除されることで、その部分がほかの物価高騰に支援、そちらの支払いに回せるということでしょうか。生活の支援にもなるのだという観点で、今回、水道料金の免除ということを打ち出しているのかと私は思っているのですが、その点は違いますか。

●金盛議長 南出財政課長。

●南出財政課長 基本的には生活者への支援という形で、水道料金の部分をまずは免除する形で支援をしています。ただその理由というか根拠という部分については資材高騰等の関係もありますので、ある程度施設の部分でのお金が掛かる部分も含めた上での一応ルールとしてそういったところで、水道料金の支援という形での予算とさせていただいたところでは。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今の後段の説明は水道料金、水道利用組合のほうはそういうことで理解できるのですが、私たち町民の上水道の料金は上がってなくて、もちろん運営の中ではさまざまなコストが上がっているのは分かるのです。今後、上水道料金を値上げする前の支援をしているという認識になってしまうのですが、そういう考えでよろしいのですか。

●金盛議長 榎本水道課長。

●榎本水道課長 若木議員のおっしゃっていることは水道料金の改定について、今の支援をしているということは料金改定につながらないという、そういうことをおっしゃったということで、私の認識は。申し訳ないですが理解が不足して、もう一度お願いできま

すでしょうか。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 水道料金を値上げしていない中で、物価高騰支援として水道料金の免除をするという理由は、その料金を免除することで、その分さまざまな生活の中で物価が高騰していることの生活に役立つ支援になるという考えのもとで、今回そういう支援をしているのではないかと調べて質問しましたら、一定のコストがかかっている部分に対する支援なのです。そういうことで今回、水道料金を決めましたというご答弁だったので、その水道利用組合のほうでしたらそういう理由になるのですけれども、水道料金でしたら私たちの生活上値上がりしてない中で物価高騰はしていないと思うのです。その中で支援をする理由としては、今の理由だと私は納得できなくて質問したのですが。

●金盛議長 茂木産業部長。

●茂木産業部長 何回かやりとりになっていますけれども、いかなる手法を用いて、事業者なり町民に向けてこの支援をするかという手法の問題なので、今物価が高騰している、燃油が上がっている、そういう中で、どこで我々として支援ができるのかということを考えて結果だと受け止めていただきたいと思います。

そこが、過去にも行った経過がある水道の減免だということで、3カ月やらせていただきたいということを狙いにしています。そういった、議員おっしゃるようないろいろな何かカレーのルーが上がった、小麦が上がったみたいな話の物価高騰があり、それを直接支援できるのかとなったときに、これはうちとしてこの水道料金をもって減免をして、そういう観点で下支えをするということがやはり妥当なのだろうと、そういう判断のもとにこういった提案をさせていただいているということをご理解ください。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 私もそのような考えの中で水道料金の減免ということは、生活者にとってとてもうれしい支援だと思っているのです。

ただ、私がこの一般質問を行ったときにもお話ししたと思うのですけれども、水道が通っていない地域もあるので、斜里町で水道の減免だけをやってしまうと同じ支援を受けられない立場の方がいらっしゃるということを、私は、そこは丁寧に同じ規模の支援がなされるべきだと思うのです。

今回は地域の水道利用組合の金額も違いますし、また無水地区の井戸水の方に対しての支援も考えられてないということがありまして、その点について、私は同じような支援が必要ではないかということを考えるのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 端的に言うと、議員は生活支援なのだから一律に、全員にあたるようにしなさいと、そういうことですね。違いますか。財政課長と部長と答弁に立ちましたけれども、議員のおっしゃる部分と少しずれが生じているかと思しますので、私から補足で説明

させていただきたいと思います。

確かに井戸水も、と議員のおっしゃる考え、これについても一理あると私は思います。その考え方を全く否定するという立場ではありません。しかしながら今回の支援という部分にあたって、先ほど部長が申したとおり、今までもそうですけれども制度構築、いかなる理論立てをするかという部分に苦慮いたしたところでございます。というのは、単なるお金配りではないという部分です。今回は水道料金の内、基本料に着目したということです。前回は事業者向けという部分の中での事業者支援という形でした。したがってそのときは基本料という扱いをしておりません。今回は生活者という中での基本料という部分。私が考えるに行政が税金を使って、今回交付金、一部交付金という形をとりますけれども、行政がこの税金を使うときに、まず対象としてどういうものが考えられるのかということだと思っております。

先ほど財政課長が施設という話をしました。これは少しわかりづらかったと、いわばその対象が公共財か私的財かという分類によるものだと思います。行政の支援という部分については、まずは公共財への支援が優先されるものだと私は思っています。井戸水はご存じのとおり私有財産であり、そこに直接支援金を出すという部分については、一歩も二歩もこの枠組みを超えた支援になると考えています。

今回この基本料という部分については、そういう公共財という形の中での立脚した負担、今回はその負担軽減を図ろうという意味でございますので、そのように捉えて理解いただきたいと思っております。以上です。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 井戸水は私有の財産で、そちらへの支援は公共の交付金を活用して支援できないというお考えを聞きましたが、水がないと生活ができません。水道を引ける地域と引けない地域があり、無水地域については井戸を掘るための助成もされてきていると思えます。ただ井戸を掘れば生活の水が使えているわけではなくて、そこで電気を使ってモーターを回し、水を使えるようにその地域はしていると思うのです。そうするとその電気というのは公共だと思うのです。そういう費用もかかっているのです。

今回の視点が生活応援だというのであれば、やはりそういうところも着目して、支援が全くあたらぬ地域があったり、町の上水道と同じような支援が、金額に差がないような組み立てが必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 先ほど言ったとおり、井戸水に対して全く支援ができないといったものではありません。そうではなくて、公共財に対する支援というものを第一義的に優先して考えたい。その次の1段階、2段階余裕がある中で、またその状況に応じて、例えば井戸に対するものも必要になるという部分は議員のおっしゃるとおりだと思います。ですから、その部分というのは状況に応じてあるのかと思いますけれども、今回については上水道、

それと集落等の組合に対する基本料という部分に着目しての支援だと捉えていただければいいと思います。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 2段階、3段階の場面ではというお話がありましたが、今回の臨時交付金の中の予算はほぼこの補正予算に組み込まれている中で、2段階、3段階目を私は少し想定ができなかったのです。

それでは今回の水道支援で市街地の方の上水道、水道利用組合の方の世帯となれば、多分井戸水の方になると思うのですけれども、今回支援を受けない世帯がどのくらいあるか把握されていますか。

●金盛議長 伊藤農務課長。

●伊藤農務課長 今回、支援の対象にならない、いわゆる郡部にお住まいの井戸水を利用されている方になると思いますが、残念ながら全ての対象世帯を把握しておりませんので、議員のおっしゃっているような数値は、今は申し上げられません。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 生活応援という視点ではないからなのでしょうか。この支援、この生活応援の中で水道の免除を行うといったときに、対象から外れるということが分かっているのであればそれくらい想定して、今その地域がどのくらいあるのか、2段階、3段階目のときには考えるというのであれば、やはりそれくらい把握した中でこういう補正予算を組むべきではないかと思うのです。多分150件以上あるのではないかと思うのですが、その数を考えただけでも、やはりそこに支援をしないということは、生活応援という部分で言えば、少し落ちてしまうというのでしょうか、そこから漏れてしまうというのは、やはり避けるべきことだと思うのですが、その点はいかがでしょう。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 答弁を繰り返すことになりましてけれども、単なる生活支援としてのお金を配るという部分ではないということです。なおかつ、今回は全体の交付金の枠を超えて一般会計の部分でも1千万円以上、これに費やす内容となっています。ですから2段階目、3段階目に出しますということではないです。優先順位として今回はこういう上水道および施設系になりますけれども、組合等が保有する公共財の利用者、これに対する基本料という形を考えたということでございます。

わかりづらければ、これが適当かどうかわかりませんが、例えば、先ほど議員から電気という話がありました。これは正確にいうと公共財ではありません。簡単に言いますと、例えば信号機、これは公共財です。例えば一つの地区に従来必要だという部分があった。これが信号機に対する、例えば基本料としての負担金を徴収する必要があるということを仮定しますと、「私は負担金を払ってまではいらないわ」という人が出てきます。従って10台必要なところが、例えば5台しか設置できないということになり、そう

すると、ほかの人たちが5台分を設置しないとならない。そうした場合に公共財として支援が必要になってくる、こういう考えだと思います。ですから生活者支援という考えを私は否定するわけではないですけれども、そこが必ずしも一律でないとならないだとか、全員を救わなければならないとか、そういう論理ではないのかと、私は思います。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 電気は公共財ではないと言われましたが、言われていることはそのとおりなのでしょうけれども、国は電気料金を、今回、生活応援で値上げしないような支援策ということをやっています。ですからさまざまな形で、公共財ではなくても生活応援をしなければならないということが、今、国のほうでもいろいろ議論されてやっているのだと思うのです。

一律にただ商品券を配ればいいと言っているのかという質問、副町長のほうから言われたのですけれども、一律な支援をしない理由、斜里町として一律の支援をしない理由ということはどういうことなのか、もう一度教えてください。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 それを選ぶというのは、悪いですけれども行政側の制度設計だと思っているのです。何もそれが駄目だと言っているわけではないです。一つの考えとして議員のおっしゃるとおりの部分はあるのだらうと思います。ただ今までも、例えば給食費の負担軽減をやってきました。これは当然ながら一定の基準を設けてやっています。事業者の継続緊急支援、これも制度構築をしてやってきました。全員がこれの対象になっているわけではありません。

さらに言うと高齢者の生活支援、これもしかりです。加えて言うと、デジタルクーポン、これらも組み立てをして、いかに効果的に事業目的が達せられるかということを考えて構築したもの。今回こういう、ほかの経済対策を打ってくる中で最後の部分として、最後というのは今の段階の交付金の状況です。段階として手を打たなければならないなという判断をしたのが、一般財源を1千万円加えた形での水道料金の基本料の減免だということですので、何も考えが間違っているだとか、違いますと言っているつもりはありません。ただし、行政がこういう部分でやる場合、やはり制度構築という部分がなければならないのだらうと私は思って常々対応しているところです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 事業目的、事業効果ということが制度設計であるというお話でしたが、この水道料金を減免することの事業目的、事業効果はどのようなことを想定されて組み立てられますか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 それは最初に財政課長、部長が申したとおりだと思いますので、再答弁は控えたいと思います。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 最初のほうでは生活支援ということがあったと思うのですが、私は生活応援という、物価高騰生活応援であればあるほど、私の考えを否定するわけではないと今おっしゃっていただいているのですが、やはりこの部分については一律に町民の方が、納税されている方、そうでない方も含めて一律の支援が受けられる、そういう姿勢、制度であればよかったと思うのです。

今のSDGsで言えば、誰一人取り残さない社会実現という言葉の中で、さまざまな国の予算なり、そういう事業が組み立てされていると思うのです。その視点で言ったときに、その優先順位を立てながらされてきた今回の支援かもしれないのですが、そこで支援から外れてしまっているところについてもう一度考えて、生活応援という視点の中で組み立てをひとつ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 今の段階でこれに加えるという考えは持ち合わせておりません。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 私も今、若木議員と現課、そして副町長とのやりとりを聞いていて非常に思った部分、なぜその水道事業会計をもってして、基本料金でということを選択したのかという部分に関しては若木議員と同じ気持ちです。

いろいろなところで、今回の物価高騰に関しての支援をやられていることは分かっています。しかし、ここに来て、この物価高騰に関しては春ぐらいからいろいろな自治体、北海道内の自治体でもいろいろな市町村で取り組みが進められてきています。そうした中では全世帯、全住民、全市民、全町民という形での取り扱いという部分を念頭に置いているところが多々ありましたし、またうちの町のように基本料金をという形で実施しているところももちろんあります。そもそも、私もここは少し疑問でありまして、物価高騰生活支援事業という部分、そしてうちの町の一般財源を1千万円ほど繰り入れ予算立てされていますけれども、全町民、行政の中で同じようにここで働き、ここで暮らし税金を納め、そして生活している者が斜里町民と私は思っております。そういった方々に今回、3カ月分という形であったとしても物価高騰で大変な思いをしている中で、一つ国からの支援という交付金が出ているのであれば全員にその支援がされるべきではないのかと思います。

同様に私もこの組合員からは、組合には500円という部分のこの区別は何なのか。あるいは水道を使っていない井戸水の方々にはどうなるのかという部分、これを同様に聞きたいと思っていました。そもそもの根拠性という部分がなかなかこの事業においては違っているという部分では、やはり斜里町民全体を対応、支援するという形の根拠、視点が必要ではないかと改めて思ったのですが、再度私も伺います。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 櫻井議員からも同様に質問をいただいたと理解しますが、私も同様に

お返しします。そういう考えがあるという部分について否定するものではない。一律に配りなさいと。それができればいいのにと、私も思います。

ただ今回、基本料を一つとっても上水道の基本料があり、集落のほうの組合、当然ながら負担額が違ってきます。これを一律にするわけにはいかないだろうと。ただ、それを全ての組合個別に聞き取りするという話にはなりません。そういう中で、1510円という上水道の基本料という部分が出てくるとすれば、今まで私も経験上集落の部分の経費がどれくらいかかっているのか、負担金をどれくらい納めているのか、という部分を見ると、少ないというところもあるかもしれませんが、500円では納得していただけるかと思ったところです。それに対して、先ほど言いました、行政が第一義的に支援を考えるべきものは公共財の利用者、その部分の理論立てをして今回は基本料というところに着目した以上は、申し訳ないですけれども、その部分については一旦外させていただくという判断を原課もしましたし、私のほうでもやむを得ないなという判断をしたところでございます。いろいろな考えがあるという部分は何度も申していますとおり、否定するものではありません。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 副町長が今おっしゃった、やむを得なくという部分の事業ということで一応理解はしましたが、ぜひ先ほど若木議員が質問されていた無水地区の戸数、このあたりもしっかりと把握して、今回の支援金にかからないから把握しないというものではなく、町民の無水地区がここにある、そういう中で生活しているという部分に関しては、今後もさまざまな公共的な整備という部分の必要性の中で議論されてくることになるかもしれないということを踏まえ、なおかつ、斜里町民がどのような状態で命にとって必要不可欠な水というものを供給し利用しているのかという部分くらいのインフラに関してのデータは、しっかりと持つておくべきだと思います。これを機に無水地区の戸数などもしっかりと把握すべきではないかと同時に思いました。いかがでしょうか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 水道事業という部分でいきますと、これに対する支援というのは、今までも無水地区も含めてありました。やはり民生部門で言えば公衆衛生、これの保持、これに必要な部分というのは別の観点で、やはり支援が必要となればそれは必要だろうと考えております。そういう検討を進める中で、当然ながら客体の把握ということはされていくのかと思います。最近それほどそういう事例がなかったという部分の中で、最新の数字を原課では持っていないという答弁をしたのだと思います。今、議員がおっしゃられたとおり、できる限りそういう事態も考えられる中で対応を進めてまいりたいと思っています。

午後1時34分

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 まず1点目ですけれども、知床流氷観光振興事業に関しての中身を伺います。ここに事業目的という部分がございます。いくつかの支援策が出ているわけですけれども、最初に伺いたいのは、コロナ禍および海難事故によって低迷している知床観光の需要回復を図るべく、流氷観光期に合わせた各種振興策を講じる、とあります。ここの部分の知床観光の需要回復、これは私、9月にも一般質問をさせていただきました。コロナに限らず非常に知床の事故ということが大きな尾を引いていて、いまだにその回復がなかなかされていない。何をもってして回復されていないかと言いますと、その入り込み数です。知床に来てくださる方の数が本当に減っている。しかし、減っているとは言いながら、具体的に斜里町のこれまでの観光というのは正確な入り込み数を把握するという、データの取得ということは残念ながらできておりません。宿泊者数はわかりますけれども、それ以外の日帰りの方、そうした部分での動向という取り方はなかなかしつかりとした数字ではないと私は押さえておりますし、観光振興計画の中にもそれが明記されております。

この需要回復を図る、何をもってしてそのベースとなる回復ができたかできていないか、この事業振興策を講じて、それは何をもって推し量ると考えていらっしゃるのか、その根拠となるものを教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ただ今の議員のご質問ですが、今ご説明があったとおり、実数として把握しているのは基本的に宿泊者数でございます。宿泊者数の落ち込みが緩和されるということがまず一つの目標かと考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 わかりました。この間の振興策で、今、宿泊者数をもってしてというお話でしたけれども、この全体の支援を行う部分の中で、宿泊に直接つながるといふ部分の予算額というのはどれくらいを見越しているのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 基本的にこれらのクーポンは、宿泊された方に対して恩恵が受けられるようなものと考えております。今回のクーポンを使われた方は、泊まられる方がほとんどだと考えております。そういう意味で、その目標とこのクーポンの対象は比較的近い関係性にあると理解します。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 わかりました。委員会での説明のときにも少し伺ったのですけれども、宿泊ということがこのクーポンでなかなか使いにくい、予約をしまって、なおかつクレジットでという部分の人は、もうこれが後発になって使えないという部分も言ったことがございます。このクーポン自体、AからDの券はいずれもギフトのデジタルクーポンとして発行されると。そしてAとBの券はクレジットカード事前決済または現金決済を行うと

ありますけれども、同時に発行して今回追加もされているデジタルクーポンを入手するという部分に関しては、クレジットカードの事前決済ということはどうしてできないのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 9月の時もお説明したつもりなのですが、クーポン券を発行するにあたって何らかの形で決済をする必要はあります。クレジットカードを使って決済をすると手数料はおおむね3%程度かかりますので、今回まんぷ食うポンデジタルであれば総額11億円ぐらいの販売額がありますので、単純に3%と言いますと300万円ぐらいの手料をクレジット会社に払わなければいけないという状況が発生します。町民の方におかれましては、大変お手数をおかけしますが現金と引き換えにURLが書かれたものを受け取りに来てほしいというお願いをしたところでございます。

一方、今回の流氷観光のほうでやるのはお客さまをターゲットとする、お客さまが遠方の方ですので、こちらに来てからはじめて引き換えるということになりますと、旅行の行程にもよりますが順番が逆になるケースがあります。それに実際にあたるかどうか分からない、予定を組みづらいということも考慮いたしまして、手数料は掛かるけれどもクレジットカードでの決済が必須と考えまして、このように対応の違いが生じたものでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 わかりました。この流氷観光の振興事業なのですけれども、これが本当に満遍なく使われていければいいと思うのです。

一方で、この時期でしたら今回の知床観光船事故で大きな一番のダメージを受けている小型観光船の事業者に対して、という部分での支援というのは、もう皆無だと思うのです。その部分で私は、小型観光船事業者が来期、あるいは今期もそうでしたけれども、自分たちの事業の在り方を見直しながら、そして知床で、自分たちがここで、この事業を継続していくためにどのようなことが必要なのかということに、非常に時間を費やし苦労しながらさまざまな対応策をとって運行を続けてまいりました。しかし現実には本当に大変なもので、来期大丈夫だろうか。あるいは運行がこのままできるだろうかという部分が大きい状態になっています。

私は、この知床観光の信頼回復というのは、やはり残っている観光船事業者が本当にしっかりと前を向きながら、ここで操業を続けていける、その自信と安全確保という部分に力を入れているということが一番の信頼回復につながる行いではないかと思っています。そうした観光船事業者に対する支援というのは、今後、何らかの形で町は支援すべきだと思っているのですけれども、その辺の方向性、今回の事業の中にはまるで、もちろん時節的なものがありますので出てきませんけれども、その辺はどのように将来的にお考えになっているのでしょうか、伺います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 まず流氷観光振興事業は事故以来、事故の影響は相当出ておりました早く回復させたいのですが、同時に需要回復を直接的にすることの難しさ、要は知床に改めて来てくださいという大々的なキャンペーンをすることの難しさを同時に感じながら取り組んでいるものでございます。いつからそれができるのかという議論がまず先にあり、8月ないし9月ぐらいから、秋の需要回復は難しいことは理解をする、理解をするというか諦めてはいるが、同時に流氷観光時期の需要回復だけはどうしても諦めることができないというような観光現場、観光協会、旅館組合などの要請がありました。やや早いという感じがもしかしたらあるのかもしれないのですけれども、それでも諦められないということで流氷観光から少しずつ、こういう需要回復に向けた振興策をやってみようということになったということがまず動機でございます。その振興の始まりの時期が流氷観光時期になったということであって、それ以後の、端的に言えば春夏の観光をどうするかという話はまだ現時点で検討しておりません。まず今回の事業をやってみて、お客さまの反応などを見ながら改めて次年度の振興策を検討していくということになろうかと考えております。

決して観光船事業者を支援するだとか、支援しないだとか、そういうようなことをこの事業で申し上げているつもりは全くないということでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 もちろんおっしゃるとおりです。本当に冬の観光というのはこれまでもずっと右肩上がりが増えてきていますから、これを逃すこと、私も得策ではないと思います。

観光船の支援をここでないがしろにということではなく、先ほど伺ったように、今後、具体的にどのような支援策を考えているかというのは、やはり今冬場でこれから、この下のほうにもありますけれども、プロモーションをやっていかなければいけないわけです。夏の観光を売り出すのは冬の間です。冬の観光を売り出すのはもう夏から始まっている。これは私がウトロに住んで十分教わってきたことですし、実際に力の入れ方でそのときのシーズンの観光客の動向というのが変わることもずっと見せてもらってきました。そうした中では冬にやる部分、これは事業です。しかし春に向けてどのような形で観光船事業者の回復、あるいは落ち込みの回復、そして全体的な信頼をそれとリンクさせてやっていけるかということは今から動かなければ私は遅いと思うのです。その辺は具体的に、何回も聞きますけれども、どのような支援策をお考えですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員おっしゃるとおり、来年度の振興策という意味でも早くから準備をしなければならないというのはご指摘のとおりです。ですが我々の、行政側のほうの動きといたしましては、当然まず新年度の予算をどのように計上するかというのもございますし、それにあたってはさまざまな政策判断、そもそもそのためには今回の流氷観光に

向けていくつかのアクションを予定しております。それに対する市場側からの反応も伺っていかないと、いかにも判断が難しいような状況でございますので、そういったことを今回の動きも踏まえながら、次年度の予算計上も考えますし、あるいは観光の現場の方との意見交換を踏まえながら、来年度の動きを検討していきたいと考えているところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 やはり時間というのは動いていくものですので、ぜひそういった流れに遅れないように、なおかつ、今後観光船事業者がしっかりと事業を継続していけるような体制というのは、町も強い支援をしていくべきだと私は考えますので、今の質問をさせていただきました。

もう1点伺います。説明資料の3ページにありますアクティビティ運営支援に関して、知床五湖の冬期の適正利用に関しての支援です。この冬期の知床五湖のエコツアーということは非常に良いという形の評価を得ていて、コロナ禍にあっても昨年思ったほどほかの形態よりも落ち込みがひどくないという報告も受けていますし、今まで継続してきた中で利用者の見方で上がっているという部分は、コロナで一時的に在り方が緩くはなっていますけれども、非常にいい事業であると判断されていると思います。そうした中で、知床のエコツアーというのは参加者が、たしかここの道路の除雪なり、そういったこのツアーを行う環境整備に対してのお金を支払っていると聞いているのですけれども、それは今も継続されていますか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員ご指摘のとおり、この事業のためには自分たちで除雪経費の工面ですとか、運営費全般も賄っております。

公金を投じることなく賄って自立的に運営してきたものでございまして、お客さま一人当たり1500円の協力金をいただく中で事業を、過去10年弱ですけれども運営してきたところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 いただいてきた協力金1500円をもとにして、いろいろな環境整備してきたと思うのですけれども、それが今回は足りないということなのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 年によって一番大きい直接的な経費というのは除雪経費です。少ない年で100万円、多い年で約200万円かかります。

近年は知床五湖の遊歩道で工事が行われておりましたので、その工事業者との按分などもありまして比較的抑えられてはおりました。しかしながら利用者が、当然ピーク時にはワンシーズンで2300人ほどいたのですけれども、700人ぐらいの水準まで落ち込んでおりましたので、当然その収入もこの2年間、令和2年度と令和3年度に関しましては

2年間連続で赤字になりまして、もともとこういうときのためにということで基金を、その協議会の会計の中に持っておりましたが、それを取り崩すようなことをやっております。それでもその基金がもうほぼ底をついておりますので、今年度運営をするためには何らかの支援が必要であると判断いたしまして、今回は今年度に限り、このような支援をすることを判断したところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 わかりました。一方で、今一番お金がかかる除雪という部分に関しては、北海道のほうの管理道路だと思います。北海道が本来の形で管理するために道路の除雪をするという形で、その中でこのツアーを行うという方法は、やはり難しいことなんでしょうか。

これからどのような状態になっていくか分からない中で、こうして利用される方が減ってきたときに、全体的なエコツアーという事業の中で町が負担しなければならない、あるいはこれがお金の問題で、要するに維持していくことの問題で終わってしまうというのは、私は残念だと思うのです。

今後この事業がずっと継続的に行われていくような方法を取るためにも、除雪という部分を本来の道路管理者に委ねて、その中でルールを作ってやっていくという方法はとれないものなのか、その検討はされているのか伺います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 以前、議員がおっしゃったような議論がなされた経過がございます。簡単に申し上げますと、知床五湖の400メートル手前までは道道、そこから町道ということになりますけれども、道としては自分たちで除雪することはやぶさかではないという考え方があるのですけれども、道道として除雪した場合には、そのお客を選ぶことなく、いわゆる全ての方が利用しなければならないということは逆の条件としてついてきます。

一方、冬の知床五湖の利用について誰を対象にやるかといったときに、いわゆる不特定多数の方に冬の知床五湖を案内するべきではないという考え方がエコツーリズムの考えのほうでありまして、要は道による負担によって不特定多数の人が冬に知床五湖まで来るといふ状況をどうしてもつくれなくて、そうであるならば別のゲートのところまでが一般の方が入る場所、そこから先は自分たちでお金を出すことによって特例利用をできるというような仕組みとして残ってきているものでございますので、これは道道側の事情ではなくて、エコツーリズムとして成立させるための少し苦しいロジックもあります。そういう形でやってきているということでございますので、その道路の考え方、エコツーリズムの考え方がうまく合致するようにならない限り、この費用の問題の解決は残念ながらできないというような状況でございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 エコツーリズムのほうで評価されているという部分を踏まえまして、同時に

夏は利用調整地区になっています。一般の方々が今、冬期で歩いているところももちろん入れない状態というものもありますし、それなりのレクチャーを受けなければならないという部分の利用調整地区になっています。

今後すぐにはと言いませんけれども、この利用という部分を環境省の行っている利用調整地区に組み込んで、通年という形での利用、そしてそこでのガイド体制、利用体制という部分を構築していくのは、私は一番良いのではないかと思っているのですが、そういう検討に関しては、町はどのような立ち位置にいらっしゃいますか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 斜里町としましては、これまでも通年で利用調整地区の適用を環境省にはお願いをしております。今のところまだその目途は立っておりませんが、もうこれはかなり前から通年の適用をお願いしているところです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そうしましたら町としては、厳冬期の知床エコツアーという部分は、利用調整地区という部分の関わりの中で十分今のような状態を維持していきたいという希望は持っているかと捉えていてよいのでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 利用を調整した上でのエコツーリズムとしての冬期の知床五湖利用に関しては、町としては評価も高いということもありますので継続するという考えです。先ほども申された、いわゆる完全に除雪をして夏と同じように五湖を利用するという点に関しては、町としては現時点では考えておりません。エコツーリズムとして成立させるためには、やはり普段行けないところにいろいろなルールを守って利用するというプレミアム感が一つの魅力にもなっていると思いますので、特に冬期に関しては今の限定的な形での利用ということ継続したいという考えです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今のおっしゃっていることは十分わかるのです。そこで今のような費用の問題という部分が出てきます。例えば、それを利用継続していくという時には、利用する方の負担が増えてもという部分も視野に入れながらの継続ということまで考えていらっしゃるのかどうか伺います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 基本的にこのエコツーリズムですとか、各種アクティビティもそうですけれども、こういった制度運営が必要で一定程度の費用が必要だという場合は、できる限り受益者負担の中で、自立的に運営することを目指すべきだという考え方があります。

逆に言えばそれがなければ、全てを税金対応しながら運営する。逆にそれが不安定な状況を招きかねませんので、そうではなくてお客さんからも一定程度お金をいただきながら安定的に運営を目指していく、もし余力があればサービスもどんどん向上させていくとい

うような考え方を取っていくことを考えております。幸いお客さまからそういう反対の意見もあまり、ほぼ出ていませんので、今の仕組みで継続することがベターかと考えているところでございます。

午後1時58分

●金盛議長 ほか、久野議員。

●久野議員 補正予算説明資料7ページの、私も新型コロナウイルス感染対策事業費の中のデジタルクーポン発行事業助成追加ということでお聞きしたいと思います。

当初9月議会では、このデジタルクーポン発行事業が総額で4500万円ということで、実質4千万円で500万円が事務費、あるいは手数料ということでスタートしました。その中で4千万円の比率にしては、この年末に来ての1千万円の追加というのはいささか、私は少ないのではないかとということで、どのような根拠で1千万円ということを算定されているのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

●金盛議長 答弁保留のまま暫時休憩といたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時15分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。久野議員に対する保留中の答弁から、河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 久野議員からのデジタルクーポンの1千万円の追加分の金額の理由でございますけれども、前回9月議会で補正したプレミアム分としては4千万円でございます。それはもともと締切り有効期限を3月20日までということでスタートしております。この4千万円の分が年末の分だとか、いついつの分だということはまず関係ありません。

今回この1千万円の理由は、9月議会では議員からもご指摘がございましたけれども、そのプレミアム分に関して一定の条件を満たすと道の支援金が受けられるのではないかとご指摘がございまして、改めてその要件等を確認いたしまして、我々もその受給対象を満たせるということになりました。それがおおよそ1千万円ほどの歳入が見込めることになりましたので、それを改めてこちらのほうに使うという、そのプレミアム分の財源とすることとしたのが1千万円の理由でございます。いついつの分だとか、そういうことが理由になっているわけではございません。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 当初、紙からデジタルに移行しまして、今回は少し懐疑的というかスマホを

持っていない方はプリペイドの入金となっていたのですが、持っている方も、私はかなり知っている方がいて、ミドル世代の方でも少し様子見をしているのだと、やり方がわからなくて。でも私は何回も河井課長などにお話をし、簡単なのだと、そういったお話も聞いていましたし、そういった影響を与えるもの、職場で影響を与えるもの、それから同僚でそういったものに対して影響を与える方々、そういう方も今いらっしゃいまして、それでこの間の総務文教委員会の中では11月20日の時点で予約が96%になったのだということを知りました。

私はこれからデジタルクーポン発行事業の事業目的が、コロナ禍で影響を受けている飲食サービス等への支援、また、燃料高騰などによる物価高騰の影響が大きい町民生活を支援するためと書いてありますから、それであれば年末年始というのはもっと家庭の経費とかそういうものに多大なる影響が出てくるのではないかと。そのためにはこの1千万円という決まったお金だったかもしれませんが、これを考えると4千万円と同額程度、あるいは少なくとも5割程度の追加にならなかったのか、補正も考えて今後どのように考えているのかお聞かせいただきたい。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ご指摘のとおり今のところ順調に予約販売が続いておりまして、今回1千万円プレミアム分を追加しても完売はできるだろうということで追加いたしました。

久野議員はさらにもっと大きな需要があるのではないかとのご指摘ですが、あくまでこれは今回のさまざまな交付金を財源としてやっているものでございますので、その範囲内であるということが言わば条件としてあります。その中でできることをやっているとご理解いただければと考えています。

●金盛議長 久野議員。

●久野議員 このデジタルクーポンの、これから買うぞと、だんだん状況が分かってくる良いものぞとといった空気感というのは、私はいろいろな方から伺い知っています。1千万円規模ですと、例えば、前に紙のクーポンを買ったときにおじいちゃんが30万円ぐらい買って、そして家族全員でウトロの温泉に行くのだと言っていた方もいらっしゃいました。相変わらずそういう方も30万円程度の方もいらっしゃいますし、あるいは50万円という方も、最近友達から聞いております。そうすると、この1千万円規模ですと数十人単位で終わってしまうのではないかと私は思うのです。

9月の議会で、このデジタルクーポンの発行事業をやったときに、もう一つの目標として今回の導入によってプレミアム付き商品券発行のほか、旅先納税の活用、自治体のポイント発行、イベント活用、町内事業者による自社サービス券発行など、新たなプラットフォームとしてさまざまな活用方法が期待できると考えていると思うのです。これは期待できるということですか。まだ、これは当面の目標ということになるかもしれませんが、そのためには私はやはりもう少し小規模と申しますか、たくさんの方々が、これから斜里町

役場でもDX推進ということをやっているのですから、せつかくこういったやるぞと、理解できたぞという機運を逃さないためにも、もう少したくさん規模が利用できるような金額の補助というか、そういうものも必要ではないかと考えている次第でございます。場合によっては補正も必要ではないかと、お聞かせ願って最後の質問としたいと思います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 9月で申し上げ、今おっしゃっていただいたとおり今回のこのプラットフォームによって、議員がおっしゃったようなさまざまな活用の余地があるということをご指摘のとおりでございます。

ただ現在、利用が始まって3週間あまりでございますので、これに対する評価がまだ商工会も含めて定まっているわけではございませんので、今回の結果を改めて整理分析する中でさらなる次のステップに向かうのか、事業者の機運がどうだったのか、その辺を確認しながらできることを検討していきたいと思っております。次年度このクーポンを発行するかどうか、この辺も現時点では要望を受けておりませんので、その辺も商工会と検討していきたいと考えています。

午後2時23分

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 私もデジタルクーポン発行事業で質問します。

当初、久野議員もおっしゃっていましたが、スマホを持ってないと使えないデジタルクーポンだったので利用したいけれども利用できないなど、9月のときに私もそういう懸念があったのです。実際町民に周知をしてからどのような声があったか、もし分かれば教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 少なくともこちらですとか、商工会に対して大きい苦情が来ているということは聞いておりませんので、比較的順調にしているのではないかと思います。もしかしたらこれを使わなかった方の中にはそういう潜在的なご不満というもの、もしかしたらあるかもしれません。ただそれを現時点では把握しておりませんので、可能な限り事業者の皆さん、商工会も経由しながら声を拾い上げて、反省点として活かせるものは活かしていきたいと考えております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 さまざまな声が、まだ始まったばかりなので把握できていないという中で、追加の募集があるのですけれども、使い方の支援ということで9月のときにも検討してほしいとお話したのですが、そちらのほうへの支援体制というのはしないままで今に至っているのか。また今後、再度募集をかけるのですが、それについての今後、もし支援して

いないままでしたら今後またやる予定はあるかを教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 まずこの購入券との引換えの段階で個別に説明をしてきておりまして、苦手な方に対してはスマートフォン上にクーポンが使いやすいような状態までお手伝いはしています。

さらに通信会社のほうでも何かあったら私たちのほうへ振ってくれて構わないというようなことも申し上げてもらって、実際そのように対応しているケースもあるはずですので、そういう意味ではサービスが弱いことを理由にした何か苦情があったというのも聞いていませんので、順調にいったのではないかと理解しているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 私も思った以上に簡単だったので、ぜひもっと広まったらいいという思いでいます。

9月から今日までの間で2次募集がありました。2次募集のときには一人当たりの制限もなく、町民以外の方の募集もあったのですが、この2次募集のところで、先ほど久野議員も言いましたけれども、どのような方が、町民の方はもう全部買い切ったと考えていらっしゃるのか、町外の方が多く申し込まれているとか、どのような感覚で今把握しているらっしゃいますか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員ご指摘のとおり2次募集から町民以外の方への販売も開始いたしまして、チラシ自体は清里町と小清水町にしか入れていないのですけれども、購入された方の住所を見ますと清里、小清水、大空、網走、北見、その他ということでございます。斜里町以外の方で12、13%ぐらいのシェアがでございます。

今回2次募集では予約が入った分で約3700件ありますけれども、そこに対して約4000件が町外の方が購入されていると聞いています。昨年のもんぷ食うポン+2.0のときとほぼ同じような購買傾向が見られると考えているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 町民の方の生活応援でもありますので、もっと利用して次の追加販売のときにも買い求め利用していただければと思うのですが、町外の方が利用していただくことは斜里町に来て買い物をしてもらうだとか、ウトロに泊まってもらうということで大変良いことだと思うのです。今回の2次募集のときには、今、清里町と小清水町へ、この呼び込みチラシだけだったと聞きまして、私、清里の方にそのチラシを見て購入することを決めただかどうか何人かに聞いてみたのです。一人の方はチラシ自体を知らなかったということでした。もう一人の方は検討したけれどもウトロの宿泊が、コロナがあるので見送ってしまったのだけれども、斜里町のスーパーで買い物があるので、そういった帰りに食事をしながらやってもいいですよ、というお話も聞いたのですけれども、このチラシがと

でも色鮮やかではないというか、コストをかけていないのかもしれないのですが、もっと目の引くような形で、あまり折り込む気持ちがないのかもしれないのですが、斜里町に来るきっかけ、斜里町のスーパーでこんなに簡単に買い物ができるのだというきっかけにもつながると思うので、清里町、小清水町の方が斜里町に出向くためにもう少しPRするところを、派手にとは言わないのですが、もう少し積極的にすべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 チラシのデザインがどこまで影響しているか正直わかりませんが、見にくい点、あるいは改善すべき点があったということであれば、そこは事務局と共有して次の機会に少しでも見やすくなるように改善したいと思っております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 清里、小清水以外の方で、今、網走市だとか北見市、その他の方も買い求めていただいているということなのですが、網走の方に私も聞いてみて、チラシが入っていないけれども、という話を聞いたら、斜里町に買い物に行くという感覚はないのだけれども、おいしいお店があるとか、そういう情報があればそこに食事に出かけてみようと思う気持ちになるというお話があったので、この部分に関しては行政側ではなくて事業者がこういう券を斜里町が売っていて、うちの店で食事しませんかみたいな、そういうPRもあればもっと斜里町を訪れてくれる方が増えるのかと思います。そういう事業者への働きかけ、あと地域おこし協力隊の方はネットワークがあるかと思うので、そういう方を拾い上げて情報発信を手伝っていただくとか、そういうネットワークを持って斜里町に来てほしいということ、来ていただけるきっかけのツールというのですか、情報をもっと広めるようなこともあってよいのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 そういう動きにつながることは、こちらとしても望んでいることですので、改めてこのような意見あったことは伝えたいと考えています。

午後2時31分

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 このデジタルクーポン、皆さんいろいろ質問されて、でも本当にそのとおりだと思うのです。

一方で先ほど、今後ふるさと納税にも使えるという部分で最初の説明があったのですが、今後この取り扱いというか、デジタルクーポンをうちの町としても自治体で使っていくかどうかということに関しては検討していきたいというお話でしたので、今、若木議員おっしゃったように観光の喚起という部分では本当に多くの皆さんに来ていただかなければ、

知床の信頼回復というのはなかなか回復できないのか、町長も当初言っていたように、それを判断するのは来訪者の方だというお話でした。それを判断する場としてこれが本当に、今後もこういった町で発行するデジタルクーポンなどが広く活用されるべきだと思うのです。

一方でこのデジタルクーポン、例えば町外の方、道外の方も買えるわけですが、そういった部分を今後視野に入れて展開していくという取り組み、これは商工会ばかりではなくて、観光もこれから、これにしっかりとこのデジタルクーポンの使い方、システムという部分をしっかり念頭に置きながら、さまざまな展開に使えるツールだと私は思っているのです。今後、私たちが買うときには、スマホでせっかく申し込んで、通知書がはがきで来て、そのはがきを持って決められた日に行かなければお金を持っていけない、そしてなおかつ、はがきを持って行って現金で、スマホを持って行ってと、なかなかデジタルと言っていて、そうではないのではないかという声は、私はこれを実際換金された方、皆さんがおっしゃっています。変わったデジタルだと。

先ほど伺ったときに手数料という部分が出ました。例えばクレジット決済、今回はこれに関わる手数料、使用料という部分に関しての事業者負担はもちろないと聞いています。一方で使ったお店が、例えば10万円、このデジタルクーポンでなると。最終的にそのお金が、その事業者のところへ振り込むときの振込手数料などはどういう形で処理されているのでしょうか、事業者負担ですか、伺います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 今回に関しましては、別途9月議会でご説明したとおり、事務費を一定額計上して運営しております。これが言わば通常の状態にもし維持するのであれば、事業者の方からも何らかの形で手数料負担をしてもらわないと持続できない仕組みである可能性はあります。

これは別に今回のデジタルクーポンに限った話ではなくて、ポテトカードもそうですし、通常のさまざまな決済に関わるものには数%以下の手数料は動いているものでもございますので、そういったことが皆さん事業者の方も、普通手数料を加味した価格設定ができるような形になってくれば、そういう手数料を払ってでもこういうデジタルの仕組みを維持したいという声が出てくる可能性がございます。そうなれば商工会、あるいは役場としても支援できる余地はあるのかと思いますが、全てがこういうプレミアム分も、事務費も全て役場持ちでという仕組みは、決してこれは持続する仕組みではございませんので、そこは今年の結果を見て、来年度以降どうするかということ意見を交換しながら判断していきたいと考えているところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 おっしゃるとおりだと思います。ただし今回は支援分、生活支援が入りますし、物価高騰という部分もこのデジタルクーポンの発行事業の目的の中には入ってい

ましたので、それ含めて事業者が負担を負わないようになっていると思います。

重ねて伺いますけれども、振込手数料、以前の紙ベースだったときにはどのようなシステムだったのでしょうか。やはり振込手数料、その他、事業者の方がそれを換金したときに、例えばうちにこれだけの紙が来ました、それが3万円分ですと、それはどのようにして事業者のほうにお金として渡されていたのですか、伺います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 去年、一昨年、あるいは今年に関しましては、基本的に振込手数料はこちらも持っていますが、例外が若干ございまして、商工会の会員以外の方で、なおかつ網走信用金庫斜里支店以外の口座に振り込まなければならない場合に関しては、振込手数料の一部だったと思うのですけれどもご負担いただくこととしております。

つまり商工会、今回このお金で見えない形で商工会の方は日々いろいろな作業をしているのですけれども、そういういわゆる会員ではないので会費収入もございません、委員外の方に関しましては振込手数料の実費分、他行に対して振り込まなければならない実費分に関してはご負担いただくという考え方で事前に説明をして了解を得た上で進めているという考え方になります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 私は今、前回までやっていた紙ベースのときはどうかというお話を伺ったのです。今お話しされていた部分は、今回の分も含めて同様の形で実費を徴収する場合もあるという形ですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 失礼しました、正確性を欠きました。振込手数料の実費分をいただくようになったのは今回からでございます。今回、組合員外で他行に振り込む場合、今回のデジタルクーポンからということになっています。昨年までは振込手数料も含めて事務費の中で賄っておりました。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 それは商工会に対しての支援分の中に、それをうちの町が組み込まなかったのか、あるいは商工会の運営上それはやはりおかしいのではないかという形で、今回は振り込みの実費が支払われるということになったのでしょうか、そこだけ伺います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 そこは実際に事務が多発に発生して、どうしてもそうやってお金が動くので、来年度以降の持続する仕組みのことを考えると実際にお金が発生しているので、そこはもらうべきものはもらいたいという考えがあったからであって、この事務費の中で、正確に言えば賄えなかったからお金ももらっているということではなく、考え方の整理を一定程度始めているということでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今伺った部分では、やはり町で今回に限って生活支援、そして消費者関係ですか、暮らしの人、私たち使う立場が少し安く買うことができる、あるいは事業者がコロナ禍で経済が落ち込んでいる中、あるいは観光が落ち込んでいる中で需要喚起につながるという形での事業ですので、私は本来その部分は前回までの紙ベースと同じように手数料に関しては町が持つべきではないのかと思います。

今後このデジタルクーポン、自治体行政としてデジタルクーポンを活用していくときにはやはりそういう形ではなく、要するにお金の流通、動きという部分、それから利用者の利便性という部分を考えて、このデジタルクーポンをこれからも使っていきたいのだというお話でしたので、できればそれもしっかりと支援をしてあげるべきではないかと思ったのですけれども、行政としてはどういうふうにお考えでしたか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 これは商工会が実際ある程度お金を出しているということもありますし、日々そういう入金、ある程度パソコン上での話ではありますけれども入金処理ですとかさまざまな作業をやって、それで会員と会員以外で多少差をつけたいという意向があったので、それをこちらとしては許容したということであって、そこが言っていることが必ずしも間違っているとは思っていません。確かに賄うことはできるのかもしれませんが、そういうある程度会員になってほしいという気持ちももちろんわかります。そこはこちらとしても、そういう差別化することに関しては許容したということでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 このデジタルクーポン導入のときに、若木議員、私も、またほかの議員からも今あるポテトカードという部分の今後の在り様という部分に関していろいろとお話が出ました。そしてこういうシステムを導入して、しかしなかなか新しいシステムに移行ということは難しいと考えていると、ここと一緒に併用してはどうかという話も出ましたけれども、なかなかそういうシステム改築につながらない、これ以上需要が伸びないという見解を持っているということが町からの答弁でした。

今回のデジタルクーポンも、ぜひ今後、うちの町の商工に関わる方、あるいは事業者の方が使っていったほうがよいのだという部分で伸びていかなければ、町民にとってプラスになるシステムではないと思いますので、ぜひそれが伸びて、そしてある程度市民権を得る、町民権を得るといった形で考えるような構築というのは、ある程度アイドリングの間は町がしっかりとした部分での支援が必要だと思っています。

今回こうやってやるだけで、これで終わったということではなく、しっかりと継続するような視点を持っていかなければならない。そのための事業者の支援という部分も、お金だけではないと思います。必要だと思うのですが、その辺、商工観光としてはどのようにお考えでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 このポテトのプリペイド、あるいはポイントの仕組みと今回のデジタルクーポンの仕組みが基本競合していない中でやってみることがある種大事で、やってみたら思ったほど難しくなかったという先ほどのご意見もありましたけれども、まさしくそこを狙っていたわけで、こういう小さい取り組みかもしれませんが、こういうことをやることによって、例えばポテトカードの組合員さんなども触発を受けて、そういうほうに移行していこうとか、そういう声が出ればそれはもちろん行政としても一定程度支援はできると思います。あるいはもうそういう投資はしたくないという考えがある可能性もありますので、そこはまず事業者というか組合員の方、あるいは商工の会員の方たちが考えるべきことであって、その後、我々のほうとしてもこういう時代に沿った形で支援できるところはしていきたいと、そういう考え方でいたいと思っていますとございます。

午後2時44分

●金盛議長 ほか、若木議員。

●若木議員 臨時交付金関係で、一次産業燃油生産資材高騰対策支援事業に関連してお聞きします。

この一次産業への支援は、燃油など生産性が高騰することで支援を検討していただきたいというお話を9月にさせていただき、特に10月の補正が組んだ中でもさらなる具体策がない中で、町がこの交付金を使って行っていただけるということで、大変私はよかったと思っています。

この交付金なのですけれども、この地方公共団体に求められている部分で物価高騰に対して生活困窮者や学校給食などの子育て世帯への支援、農林水産業や運輸交通分野をはじめとする中小企業への支援ということで、斜里町はこの交付金を活用して、ここに書かれている、国が示しているものはほぼされているのです。水道料金のことでまだ不満、私もありますけれども、ここの運輸というところで、農産物をたくさん運んでくださっているトラック業界に対する支援というものは、もう十分行われているものなのでしょうか。

●金盛議長 南出財政課長。

●南出財政課長 ただ今の若木議員のご質問にお答えいたします。

新たに運輸への支援という形でのお話があったところでもありますけれども、今回の中では9月の補正でもあったところではありますが、一応事業者支援という形でこの交付金、9月の補正では交付金を使った中で実施をしてきているところでもありますので、その中での支援をまずは考えているということです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 中小企業の支援という形の事業者支援だと思うのですけれども、公共交通の場合であれば別な支援などもあったのですが、運輸に関して言えば国のほうでの支援であるなど、そういうものは別にあるものなのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 特別に運輸業界に向けての支援があったわけではなく、今回このような交付金がそれぞれの自治体に対して出ているということが、業界の中で情報として流れておりまして、そういう形で今回、9月議会に対応した事業継続の緊急支援の中で、運輸業界に対して支援したということはそういうことでございます。こういう特別な対応というか、ほかの事業者も含めた対応の中で差別化をしたということで、対応したところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 燃油が上がっていることがとても大変だということがあり、一次産業はこのような燃油の支援があると思いますので、それぞれの業態で値上がりや、どのような材料で運営されていて、というところがあると思いますので、今後さらなる支援が必要かどうかという動向などはよく見ていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 今回、こちらの説明資料でもお示ししましたとおり、国のいわゆる臨時交付金の部分についてはこれで使い切ってしまうということになります。さらに現段階では一般財源も1千万円つぎ込んだ形になっております。国のほうからは追加の、いわゆる今までのような単独事業費というものの追加ということは今のところ示されておられませんので、今回で一旦の区切りになるかと思っております。

今後また国の動向を見ながら、新たな支援等が示された場合には、その際にまたそれに合わせた対応をしていきたいと考えております。

●金盛議長 ほか、ないようですので、これをもちまして、議案第44号についての質疑を終結いたします。

午後2時48分

◇ 議案第45号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第45号、令和4年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第45号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第46号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第46号、令和4年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第46号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第47号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第47号、令和4年度斜里町病院事業会計補正予算（第3回）について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第47号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第48号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第48号、令和4年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について、の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第48号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第39号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。はじめに、保留としておりました条例関係から進めてまいります。

議案第39号、斜里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号について、採決を行います。議案第39号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第39号については、原案のとおり可決されました。

午後2時50分

◇ 議案第40号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第40号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号について、採決を行います。議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第40号については、原案のとおり可決されました。

午後2時51分

◇ 議案第41号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第41号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号について、採決を行います。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、原案のとおり可決されました。

午後2時51分

◇ 議案第42号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第42号、斜里町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号について、採決を行います。議案第42号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第42号については、原案のとおり可決されました。

午後2時52分

◇ 議案第43号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第43号、斜里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号について、採決を行います。議案第43号について、原案のと

おり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、原案のとおり可決されました。

午後2時53分

◇ 議案第44号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第44号、令和4年度斜里町一般会計補正予算（第8回）について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号について、採決を行います。議案第44号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第44号については、原案のとおり可決されました。

午後2時53分

◇ 議案第45号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第45号、令和4年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号について、採決を行います。議案第45号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第45号については、原案のとおり可決されました。

午後2時54分

◇ 議案第46号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第46号、令和4年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号について、採決を行います。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第46号については、原案のとおり可決されました。

午後2時54分

◇ 議案第47号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第47号、令和4年度斜里町病院事業会計補正予算（第3回）について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号について、採決を行います。議案第47号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第47号については、原案のとおり可決されました。

午後2時55分

◇ 議案第48号討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第48号、令和4年度斜里町水道事業会計補正予算（第3回）について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号について、採決を行います。議案第48号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第48号については、原案のとおり可決されました。

午後2時56分

◇ 選挙第1号 ◇

●金盛議長 日程第15、選挙第1号、斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の補欠選挙について、を議題といたします。

斜里郡3町終末処理事業組合議会に当町議会から選出している議員に欠員が生じました

ので、組合同規約第6条第3項の規定により、補欠議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定をいたしました。

斜里郡3町終末処理事業組組合議会議員に、小暮千秋議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました、小暮千秋議員を、斜里郡3町終末処理事業組組合議会議員の当選人と決定することに、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって小暮千秋議員が、斜里郡3町終末処理事業組組合議会議員に当選されました。

ただ今、斜里郡3町終末処理事業組組合議会議員に当選された小暮議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人は承諾する旨、ご発言をお願いいたします。小暮千秋議員。

●小暮議員 謹んで承諾いたします。

●金盛議長 承諾されましたので、小暮議員の当選を決定いたします。

午後2時58分

◇ 閉議宣言 ◇

●金盛議長 以上で、令和4年斜里町議会定例会、11月臨時会議の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これもちまして、令和4年斜里町議会定例会を休会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時59分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員